

検疫有害動植物、輸入検疫措置対象等の見直しの概要

令和 6 年 3 月
消費・安全局植物防疫課

1. 現行制度の概要

- (1) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項において、植物は、輸出国政府が「検疫有害動植物」が付着していないことを検査により確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書が添付されたものでなければ輸入してはならないとされている。この「検疫有害動植物」については、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 3 条により規則別表 1 において指定している。
- (2) また、法第 6 条第 2 項においては、輸入に際して農林水産省令で定める基準に適合していることについての検査を輸出国で行う必要がある場合について規定されている。この検査の対象となる地域、植物及び基準については、規則第 5 条の 2 により規則別表 1 の 2 において指定している。
- (3) さらに、法第 7 条第 1 項第 1 号においては、「農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの」の輸入が禁止されており、当該地域及び植物については、規則第 9 条により規則別表 2 及び別表 2 の 2 において指定し、別表 2 においては、同表の付表において地域及び植物の組合せ毎に輸入禁止から除外する基準を告示により定め、別表 2 の 2 においては、同表に掲げる地域及び植物全てに適用可能な基準を同表において定め、当該基準に適合した植物を輸入禁止から除外している。
- (4) 検疫の対象から除外する有害動植物（以下「非検疫有害動植物」という。）については、平成 23 年農林水産省告示第 542 号（植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物）において、規則別表 1 のまん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものとして農林水産大臣が指定する有害動植物から除く有害動植物を指定している。
- (5) (1) から (4) までの各種別表の定めについては、我が国の農業生産への影響が大きいと考えられる重要な有害動植物の我が国及び諸外国における発生状況、諸外国における当該有害動植物に係る輸入検疫措置の実施状況等の情報が新たに得られた都度、国際ルールとの調和を図りつつ、リスクに応じた輸入検疫措置を講ずるため、有害動植物のリスク分析（以下「PRA」という。）を行い、必要に応じて規則及び関連する告示の見直しを実施しているところ。

2. 改正の主な内容

今般、諸外国における有害動植物に関する新たな情報に基づき実施した PRA の結果等を踏まえ、以下の改正を行う。

(1) 検疫有害動植物の見直し

検疫有害動植物（計 1,023 種から計 1,022 種へ）（規則別表 1）

- 1 種を国内に定着している等の理由により非検疫有害動植物に指定するため削除（Blueberry mosaic virus）。
- 1 種を再分類による学名の変更（*Guignardia citricarpa*→*Phyllosticta citricarpa*）。

非検疫有害動植物（計 523 種から計 542 種へ）（平成 23 年農林水産省告示第 542 号）

- 新たに 19 種を指定（*Alternaria radicina* 等）。
- 4 種の和名の変更（リリーウイルスエックス→ユリ X ウイルス等）

(2) 輸出国に対して求める輸入検疫措置の見直し

既存の検疫有害動植物 21 種について、対象植物又は対象地域の追加・削除、対象植物の範囲の見直し等の輸入検疫措置を変更（規則別表 1 の 2、別表 2 及び別表 2 の 2）。

対象植物の範囲の見直しに伴い、規則第 4 条、別表 6 についても所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（案）

令和 6 年

3 月 SPS 通報（コメント期間 60 日間）

パブリックコメント募集（コメント期間 30 日間）

6 月 改正規則及び告示の官報公示（公布の日の翌日に施行）

以上